「生駒市人権擁護に関する条例の全部改正（案）」に対するパブリックコメントにおける意見及び市の考え方

意見の箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容等
賛同等	社会情勢の変容等を受け、条例の改正を行い、個別の人権課題を明確にして生駒市としてさらに踏み込んで差別の解消、人権擁護に取り組まれること、大変心強く感じています	改正案へのご賛同・評価をいただき、ありがとうございます。全ての人の人権が尊重されるまちの実現に向け、市民、事業者、関係機関とも連携しながら、実効性のある人権施策の推進に努めてまいります。	―
	改正案は現条例と比較し、国における近年の法的整備に言及していること、施策の方向性が具体的に示されていること、また昨今の重要な課題である「インターネット上の誹謗中傷等の防止」を規定していることなどを高く評価します。		
	詳細な内容の条例になって良いと思います		
	「生駒市人権擁護に関する条例」の全部改正案がパブリックコメントで公開・意見募集されたことは、大変喜ばしいことです。 改正案では前文において近年の状況を掘り下げたものとなっており、他市とは異なり、踏み込んだ認識と決意がくみ取れ、賛同します。		
	生駒市人権擁護に関する条例の改正に賛同する		
	第2条において、いわゆる様々な社会的「差別の禁止」を明記し、第3条で施策を実施するための財政措置を講じることが盛り込まれている点については、大変意義のあることだと評価しています。		
前文	社会の変化についての記述はあるが、生駒市の人権擁護の実態はどうなのか、国や社会の動向のみで、一番大切な本市の『現状・総括（成果と課題）』の記述が無い。この実態を踏まえてこそ、生駒市独自の活きた条例が生まれると思う。でなければ、一般的な‘美辞麗句’を並べた、どこでも通用する条例になりはしないか危惧する。	改正案における前文は、本市がどのような理念と決意をもって差別の解消及び人権擁護に関する施策に取り組んでいくのか、その根本的な精神や背景を広く市民の皆様にお示しするメッセージとして位置づけるものです。その初めに、生駒市が全ての市民の人権が尊重される差別のない社会を目指し、長きにわたって部落差別の解消をはじめとする取り組みを重ねてきたことに触れております。 生駒市は、これまでも人権施策に関する基本計画の策定・更新により、総合的・計画的に人権教育及び人権啓発の推進や相談体制の整備など、人権施策審議会を通じた継続的な取り組みを地域の実態に即して実施してまいりました。形骸化した理念に終わらせることなく、実効性のある条例となるよう努めてまいります。	原案のとおりとします。
前文及び第1条	基本理念あるいは目的について、誰もが差別や人権侵害等の加害者・傍観者とならないよう、一人一人が自分事として人権課題を捉え、行動することが重要であるという視点を加えるべきです。	改正案において、前文では「市、市民及び事業者はいかなる差別や偏見も許さない姿勢を明確に示さなければなりません」とした上で、第3条から第5条において市、市民、事業者それぞれの責務を定めているところです。 一人ひとりが自らの問題として人権意識を持ち、行動を起こしていくという視点は、条例の趣旨を支える根底の精神であり、人権教育及び人権啓発や施策の推進をする際において重要な視点として位置づけてまいります。	原案のとおりとします。
前文及び第3条	前文において今一番大切なこととして、行政職員の今日的な人権課題に瞬時に対応できる「人権感覚」の育成と強い決意を示す必要があると思う。 第3条第2項に「行政職員の一層の人権教育の推進」を追記することを提案する。	第3条（市の責務）において、市が「市政のあらゆる分野において、差別の解消及び人権擁護に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする」と規定しており、職員一人ひとりの意識向上や研修等の実施についても、この責務の遂行に不可欠なものであると認識しております。また、前文では、市が「いかなる差別や偏見も許さない姿勢」を明確に示して不断の努力を重ねる決意を盛り込んでおります。 ご指摘いただきました職員の人権感覚の育成については、行政職員として備えておくべきものであり、条例に基づく施策を具体的に推進していく上での基本であると捉え、今後も職員研修や意識啓発などを通じて行ってまいります。	原案のとおりとします。
第2条	条例案については、人権侵害に対して「禁止規定」すら設けていません。市として人権侵害を“禁止行為”として明確に位置付ける規定が必要です。	ご指摘いただきました人権侵害の「禁止行為」の明確化につきましては、第2条において差別の事由となる属性を具体的に列挙した上で包括的に禁止し、いかなる理由による不当な差別も許されないことを明確に位置付けております。また、改正案が目指すものとして、前文の最後に、いかなる差別や偏見も許さない姿勢を明確に示し、互いの違いを尊重し認め合い、安心して暮らすことのできる人権尊重の社会の実現について掲げております。これは、	原案のとおりとします。

		全ての人の人権が侵されることなく、尊重されるものであり、その解消・防止のために、差別の禁止、人権教育及び人権啓発の充実や、相談体制の充実を規定し実効性を持たせるものとしております。改正案の趣旨につきまして、ご理解いただきますようお願いします。	
第2条	超高齢社会を迎え認知症を患う人が増えており、認知症やその他の病気に対する偏見や蔑視する言動が見受けられるため、第2条の「差別の禁止」の「障害」の次に「病気」を入れてほしい。	改正案において、差別の事由となる属性については、前文及び第2条で列挙していることから、ご意見を踏まえ、前文と同様の属性を第2条に規定することとし、「疾病」の文言を追記いたします。	第2条に「疾病」の文言を追記します。
第3条	市の責務において「総合的かつ計画的に施策を実施するものとする」「財政上の措置を講ずるよう努めなければならない」といった表現で構成されており、努力規定のみで、条例が市の責務として課す義務規定がありません 第3条第2項を「必要な財政上の措置を講じなければならない」に変更することを提案する。	第3条第1項の「施策を総合的かつ計画的に実施するものとする」との表現は、市に総合的・計画的な施策の実施を義務付ける表現となっているものです。一方、第3条第2項の財政上の措置を講ずることについては、財政状況に左右される性質のものであるため、「努めなければならない」と規定しているものです。ご理解いただきますようお願いします。	原案のとおりとします。
第4条及び第5条	条例案の目的を達成するためには、市民・事業者で協力するよう努めるだけでなく、当事者間の共通理解を必須要件として前提明記する必要があります。 第4条及び第5条の文末を「・・・市が実施する人権尊重に関する施策に関しては、当事者間と常に共通理解を深めながら実施するものとする。」に変更することを提案する。	第4条及び第5条について、前半は自ら「人権尊重の社会づくりに寄与するよう努める」ことを、後半では「市が実施する人権尊重に関する施策に協力するよう努める」ことを、市民及び事業者の責務としてそれぞれ規定しているものです。 当事者理解に関しましては、ご指摘のとおり施策を実施する際の必要な視点であると認識しております。現在進行中の「生駒市人権施策に関する基本計画」にもその点は触れており、この計画をもとに行っている人権教育講座「山びこ」では当事者の方を講師としてお迎えするなど、直接思いを聴いていただく機会を持ち、理解を深めていただくこととしております。また、相談事業や意識調査など様々なかたちで当事者の思いを市としても聴く機会を持ち「当事者不在」とならないよう、引き続き施策を実施する際の重要な視点として、位置づけてまいります。	原案のとおりとします。
第7条	生駒市でも在留外国人は急速に増加し、その傾向は継続すると考えられます。様々なかたちで外国にルーツを持つ方が一層増加しており、人権問題の施策の対象となる人々については、広い視野に立っていただきたい。第 7 条において、施策を講じる対象者は、「本邦外出身者」だけでなく「外国にルーツをもつ人々」と広くとらえるべきである	法律において「本邦外出身者」は、日本に居住する外国出身者やその子孫も含まれると定義されており、ご指摘の「外国にルーツを持つ人々」も含まれるものと解釈しております。 第7条ではございませんが、ご意見を踏まえ、第2条に列挙する差別の事由となる属性について、前文と同様の属性を規定することとし、「異なる文化的背景やルーツ」の文言を追記いたします。	第2条に「異なる文化的背景やルーツ」の文言を追記します。
	「差別的言動の解消」ではなく、人種差別撤廃条約の趣旨を踏まえ「差別の撤廃」または「差別の解消」と明記してほしい。また、人権課題の解決のためには、学校教育や社会教育の果たす役割は非常に大きいものがある。国際的な人権基準への留意や世界の様々なモデル事例も参照し、人権教育が有効に実践されることを願い、市や市教育委員会が積極的にこれらの問題に取り組んでいただきたい。	改正案では、第 2 条（差別の禁止）において包括的な差別の禁止を掲げており、前文においてもあらゆる差別や偏見を許さない姿勢を明記しております。このような全体構成のもと、法令の趣旨等を踏まえ、実態に応じた必要な施策を総合的に推進してまいります。改正案の趣旨につきまして、ご理解いただきますようお願いします。 また、第12条（教育及び啓発の充実）において、「学校教育や社会教育、地域活動その他のあらゆる場において」人権教育及び人権啓発に関する施策を推進することを規定しております。市及び市教育委員会としてその充実に向けて取り組むとともに、参考意見とさせていただきます。	原案のとおりとします。
第10条	インターネット上の誹謗中傷の防止と規定しているが、市が「必要と認めるとき」「必要な措置」と規定するだけで削除要請の基準・手続き・体制等についての規定が見られません。これまでは、前文の「重大な問題」との整合性をどのようにとろうとしているのでしょうか。また「防止」ではなく「禁止」していくという市の毅然とした姿勢を明確にすべきです。	第10条第2号における「削除の要請に向けた必要な措置に関すること」という規定につきましては、表現の自由への十分な配慮を前提としつつ、市が削除要請することが必要と判断した際に、必要な措置を行うため、このような表現となっているものです。次に、「防止」ではなく「禁止」とすべきとのご意見につきましては、第2条において「何人も不当な差別をしてはならない」と差別の禁止を包括的に掲げており、その前提のもと、匿名性や情報の拡散性の高さといったインターネット特有の課題に対し、行政として講ずべき取り組みを「防止」として第10条に規定しているものです。また、差別的情報の発信があった場合には関係機関と連携するとともに、速やかに対応すべきと考えております。インターネット上の人権侵害に対しては、いかなる差別や偏見も許さないという毅然とした姿勢を持ち、関係機関とも連携しながら、被害の防止及び相談体制の充実に向けた施策を進めてまいります。	原案のとおりとします。
	YouTube 等で地域名や個人情報を伴う差別的動画が公開される事案が増えています。被害者が単独で削除申立てを行うことは困難であり、自治体による支援が不可欠です。しかし、今回の条例改正案	第10条第2号において、現在も行っている市内の特定の地域等に関する不当な差別的言動等の削除要請について規定しております。一方、「情報流通プラットフォーム対処法（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律）」では「自己の権利を侵害された者」	原案のとおりとします。

	には、インターネット上の人権侵害への具体的対応が十分に規定されていません。部落差別解消推進法の趣旨に沿い、削除申立て支援、証拠保全、法務局への情報提供、プラットフォームとの連携など、市が主体的に動ける仕組みを条例に明記する必要があります。また、総務省ガイドラインに基づく削除支援や、悪質事案への迅速な対応を可能とする規定を追加し、実効性ある人権擁護体制を構築することを強く求めます。	（被害者本人、またはその代理人である弁護士等）が投稿の削除申出や発信者情報の開示請求ができるものと規定されております。こうした法規定を踏まえ、条例案では、個人の被害に対して市が主体となって削除申出する仕組みについては規定を設けていないものです。しかしながら、被害を受けた方が、ご自身で削除申出等の手続きを行うことは、精神的にも手続き上も大きな負担を伴うものと考えます。そのため、市としましては、被害を受けられた市民等の相談に寄り添い、関係機関との連絡調整や適切な情報提供など相談支援に引き続き努めてまいります。改正案の趣旨につきまして、ご理解いただきますようお願いします。	
第2章	「こどもの人権擁護の推進」に関する条項の追加について 近年の重要な法的整備である「こども基本法」が条例案に含まれていないのは遺憾である。児童虐待やこどもの性被害など、こどもの人権を取り巻く課題に対応するため、第2章に「こどもの人権擁護の推進」に関する条項（こども基本法の趣旨にのっとり、差別的取扱いを受けることがないようにするために必要な施策を講ずる）を新たに追加してほしい。	こどもの権利は重要な人権の一つであり、本市としても、その尊重は重要であると認識しております。第1条において、全ての人の人権が尊重されるまちを実現することを目的とし、第2条において年齢を含む様々な事由による不当な差別を禁止しております。このため、こどもの人権についても、本条例の対象から除外されるものではありません。 また、こどもの権利については、差別の解消という観点にとどまらず、こどもを権利の主体として捉え、こどもの意見を聴き、意見を表明し参加することなどを含め、こどもの権利を総合的かつ具体的に保障していくことが重要であると考えております。そのため、こどもの権利に関する条例制定の検討については生駒市こども計画（令和7年3月策定）にも記載し、今後、こどもの権利に関する条例を別途制定し、体系的に定めることを予定しております。今回いただいたご意見については、こどもの権利に関する条例の検討において参考意見とさせていただきます。	原案のとおりとします。
	「第2章個別の人権課題への対応」について、第2条で「差別の禁止」を明確に謳いながらも、それぞれ「必要な施策を講ずるものとする」という曖昧な文言でまとめられており、市総体としての強い意志が感じられません。差別を解消していく市の対応について具体的に触れるべきです。（人権施策に関する基本計画で具体化されるとは思いますが） また、第2章で記載された以外にも多くの個別課題が存在しており、あらゆる人権課題を包括し、解消していくための踏み込んだ言及が必要ではないでしょうか。	第2章につきましては、差別解消等に関する主な個別課題について国の各法の理念や趣旨を踏まえそれぞれの課題に応じた施策を総合的かつ継続的に実施していくための基本的な枠組みを定めるとともに、現代的な人権全般に関わるインターネット上の誹謗中傷の防止について定めているものです。 改正案では、第11条に定める「生駒市人権施策に関する基本計画」や、第16条に定める「生駒市人権施策審議会」の調査審議等を通じて、社会情勢の変化や地域の現状に応じた具体的な施策を計画的に策定し実施していくこととしております。前文に込めた「いかなる差別や偏見も許さない」という決意は、全ての施策を推し進めるための理念であり、基本計画の策定等を通じて、具体的な人権施策の推進を図ってまいります。	原案のとおりとします。
第16条	人権施策審議会において「意見を述べることができる」「規則で定める」と規定しており、前文の「不断の努力」「姿勢を明確に示す」といったメッセージとの整合性がありません。また、規則委任をするのであれば、今回のパブリックコメントの関連資料として、どのような規則を想定しているかを提示する必要があります。	第16条に定める「生駒市人権施策審議会」は、基本計画の策定や見直しをはじめ、不当な差別の解消や人権救済のために必要な事項について、市長に意見を述べるための重要な組織として位置づけております。本市におきましては、現行の条例に基づき、すでに同審議会を設置・運用しており、その組織や委員の任期などに関しては「生駒市人権施策審議会規則」で規定しているところです。審議会委員は、学識経験者や関係団体の代表、公募市民など多様な視点を反映できる委員構成になっており、今回の条例見直しにつきましても、専門的かつ客観的な立場から慎重なご審議と貴重なご意見をいただいてきたところです。 本規則に関しましては市ホームページからご参照いただくことが可能となっております。どうぞご理解いただきますようお願いします。 https://www.city.ikoma.lg.jp/html/reiki_int/reiki_honbun/k410RG00000501.html	原案のとおりとします。
第17条	「条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める」と規定していますが、どのような理由で規則を定めず、市長の権限で定めることとした理由が不明です。 人権施策審議会に関し必要な事項は規則で定めることの取り扱いの違いについて説明が必要です。	「施行に関し必要な事項は、市長が定める」という規定は、条例を実際に運用していくための細かな手続きや実施要綱、通知など、形式にとらわれず迅速かつ柔軟に運用・対応できるようにするための表現です。また、第16条第4項の「審議会に関し必要な事項は、規則で定める」につきましては、「生駒市人権施策審議会規則」を既に定めていることから、「規則」と限定した表現としているものです。どうぞご理解いただきますようお願いします。	原案のとおりとします。
第3章	第３章の推進体制及び施策が重要であり、具体的なことはこれからだと思うので、しっかりと取り組んでほしい。	ご意見のとおり、条例に掲げた理念や目的を実効性あるものとしていくためには、第３章に定める「生駒市人権施策に関する基本計画」の策定や、あらゆる分野における人権教育及び人権啓発の充実、相談体制の充実、さらに「生駒市人権施策審議会」を通じた調査審議などが重要であると認識しております。 市民や事業者、関係団体、関係機関と連携を図りながら、総合的かつ計画的に人権施策を推進してまいります。	参考意見とします。

全般	全体が広すぎて理解が難しい	今回の改正は、現行の「生駒市人権擁護に関する条例」について、包括的な理念条例としての位置づけを引き継ぎつつ、情報化の進展をはじめとする様々な社会情勢の変化に伴う人権課題に対応するため、全面的な見直しを行うものです。改正案では、差別の事由となる属性を具体的に列挙した上で包括的に禁止し、個別の人権課題への対応も規定するなど追加規定も多く、そのため範囲が広くて分かりづらいと感じられたものと受け止めております。より深くご理解いただけるよう、人権教育及び人権啓発を総合的、計画的に推進するとともに、わかりやすい広報や周知に努めてまいります。	参考意見とします。
	「人権尊重」と「人権擁護」の用語の違い（尊重は消極的義務、擁護は積極的介入）を踏まえたとき、条例の名称（人権擁護）と前文（人権尊重）の使い分けに混同が見受けられます。このような根本的な用語の混同を見ると、人権施策全般への不安を感じます。人権尊重の社会を実現するために不断の努力を重ねる決意を表明するのであれば、適切な条例の名称を検討してほしい。	改正案におきましては、名称を現行条例から引き継ぎ「生駒市人権擁護に関する条例」としております。「人権擁護」は、市が相談体制の充実や審議会による調査審議といった機能を通じて、不当な差別の解消や権利利益の保護・救済のための取組を行うという、行政としての役割を表すものとして用いております。 一方、前文や目的規定等における「人権尊重」は、一人ひとりが互いの違いを認め合い、人権を侵害しないという日常の姿勢や社会全体の理想像を指すものとして使い分けております。これらは矛盾するものではなく、「人権尊重」の意識の醸成と、「人権擁護」がともに推進されることにより、目指す社会を実現できるものと考えております。改正案の趣旨につきまして、ご理解いただきますようお願いします。	原案のとおりとします。
	条例案について、前文で掲げた理念・危機認識としてのメッセージと、個別の条文（第1～17条）での「努力義務」中心の規定との間において、条文構造的な乖離が存在している	改正案において、各条文の規定については、人権施策審議会においても「市が行うことについては義務として規定とすべき」との意見をいただき、第3条第2項の財政上の措置に関する規定以外については義務規定の表現（～するものとする）としているものです。 一方、「市民」や「事業者」の責務については、主体的な取り組みを促す観点から努力義務規定（努めるものとする）としているものです。 前文に込めた強い決意と、条文に定める義務・責務は一体のものであり、この規定に則って施策を進めてまいります。	原案のとおりとします。
	他の自治体では、人権侵害に対し条例で罰則規定を導入しています。生駒市としても罰則規定を導入する必要があります。	罰則規定につきましては、人権施策審議会において、慎重な議論が必要との観点から規定する方向での審議には至りませんでした。市としましては、人権が尊重されるまちの実現に向けた市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、人権教育及び人権啓発を通じた人権意識の醸成や相談体制の充実など、総合的な施策を講じることで人権侵害を防止していきたいと考えております。改正案の趣旨につきまして、ご理解いただきますようお願いします。	原案のとおりとします。
	条例案については、法の趣旨に則りとの記載があるものの、奈良県条例の記載がありません。差別全般を対象とする包括的条例として奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例、部落差別に特化した奈良県部落差別の解消の推進に関する条例。これらの記載が必要です。	人権施策を推進する上で、関係法令との整合性や連携を図ることは不可欠であると認識しているところです。条例の施行に際して、ご指摘いただいた奈良県条例の趣旨や県との連携も念頭に置きながら、関係機関と一体となってあらゆる差別の解消及び人権擁護に関する施策を総合的に推進してまいります。	原案のとおりとします。
	社会情勢の変化に伴い、今考えられないような差別事象が発生する可能性もあり、それらに柔軟に対応できるよう、将来の条例の見直しや市民の声を適宜反映できるような仕組みが具体的に盛り込まれることを要望します。	改正案では、第2条において包括的な差別の禁止を掲げており、条例に基づく施策については総合的かつ計画的に推進するため「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定すること（第11条）としております。この基本計画の策定や見直しのプロセスにおきましては、社会情勢の変化や新たな人権課題の動向を捉えながら、パブリックコメント手続等を通じて広く市民の皆様のご意見を反映させる仕組みとしております。 また、第16条に定める「生駒市人権施策審議会」におきましても、計画の策定等において多様な視点による審議のため専門的な知見を有する委員のほか関係団体の代表や公募市民が委員となり調査審議を行っていくこととしております。改正案の趣旨につきまして、ご理解いただきますようお願いします。	原案のとおりとします。